

船舶インシデント調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年10月10日 11時30分ごろ
発生場所	福岡県新宮町相島 ^{あいの} 東方沖 筑前相島港南防波堤灯台から真方位058° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 46.2′ 東経130° 23.5′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ボート} pochi は、船外機を停止して漂流中、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート pochi、5トン未満（長さ5.28m） 280-25075福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力66.2kW、回転数毎分 5,500、3気筒、使用燃料ガソリン、平成元年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、相島東方沖で船外機を停止し、漂流して釣りを行った後、船長が釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとした際、船外機から煙が出て警報音が鳴り、セルモータが回らず、船外機が始動しなかった。</p> <p>船長は、一旦時間を置き、再度、船外機を始動しようとしたが始動できず、点検したものの始動できない原因が判明せず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は来援した巡視艇により、福岡県福津市津屋崎漁港にえい航された。</p> <p>本インシデント後、船舶所有者が船外機を確認したところ、セルモータと電源をつなぐ配線が焼損しているのを確認した。</p> <p>船舶所有者は、セルモータと電源をつなぐ配線が劣化し、漏電したのではないかと思った。</p> <p>船舶所有者は、本船を中古で購入した際、船齢よりも電気系統の部品は新しく、交換されている様子だったので、その後、定期的に電気配線の目視点検を行っていなかった</p> <p>船舶所有者は、セルモータと電源をつなぐ配線を修理したところ船外機を始動できたが、警報音が鳴ったので、さらに船外機を確認したところ、潤滑油ポンプからキャブレターへの流路で潤滑油の一部が漏</p>

	れているのを認めた。
分析	本船は、定期的に電気配線の目視点検が行われていない中、船外機を停止して漂泊した後、船外機を始動しようとした際、セルモータと電源をつなぐ配線が漏電して焼損し、セルモータが作動しなかったことから、船外機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、定期的に電気配線の目視点検が行われていない中、船外機を停止して漂泊した後、船外機を始動しようとした際、セルモータと電源をつなぐ配線が漏電して焼損し、セルモータが作動しなかったため、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に電気配線の目視点検を行い、電線被覆に劣化が認められた場合、電線の交換を行うことが望ましい。